

百里空港土木施設維持修繕工事について



令和8年2月

国土交通省 東京航空局

入札公告は以下リンクにて掲載されております。

https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/img/contract/03_koukoku_tcab_ippan_pdf/T-260218-a439.pdf

1. 百里空港土木施設維持修繕工事について

土木施設維持修繕工事は、空港土木施設（滑走路・着陸帯・誘導路・エプロン等）が常に安全で円滑に機能するよう、点検や清掃修繕・除雪作業等により各施設の機能を正常に保つことが目的であり、「航空機の安全運航及び定時性の確保」と「利用者等の安全確保」に努めるものです。

●主な工種・内容

巡回点検工

空港土木施設全般の健全性を確保するため、目視により巡回して点検を行います。

草刈工（誘導路帯等）

小石、粉塵等の飛散防止、鳥などの小動物の定着抑制等のため、草刈機を利用して2回／年、除草作業を行います。

舗装面清掃工（誘導路、エプロン等）

航空機走行区域（誘導路、エプロン）等に散乱する異物等は、地上走行する航空機の安全運航に大きな支障となることから、これらを防止するために人力にて清掃作業を行います。

（大きな支障：エンジンへの異物吸入、プロペラの破損、タイヤの破損（パンク）等）

標識維持工（誘導路、エプロン等）

離着陸及び走行する航空機から走行経路が明瞭に視認できるよう、不鮮明になった標識の再塗装を行います。

緊急補修工

突発的な土木施設の破損は、滑走路・誘導路等の閉鎖につながり、航空機の運用等定時性に大きな影響を及ぼすことから、速やかに補修作業を行います。

除雪工

冬季における航空機の運航を確保するため、主に除雪機械を用いて除雪を行います。

2. 百里空港土木施設維持修繕工事について

●主な工種の作業の様子



巡回点検



草刈工



舗装面清掃工



排水溝清掃工



飛行場標識維持工



植栽維持工



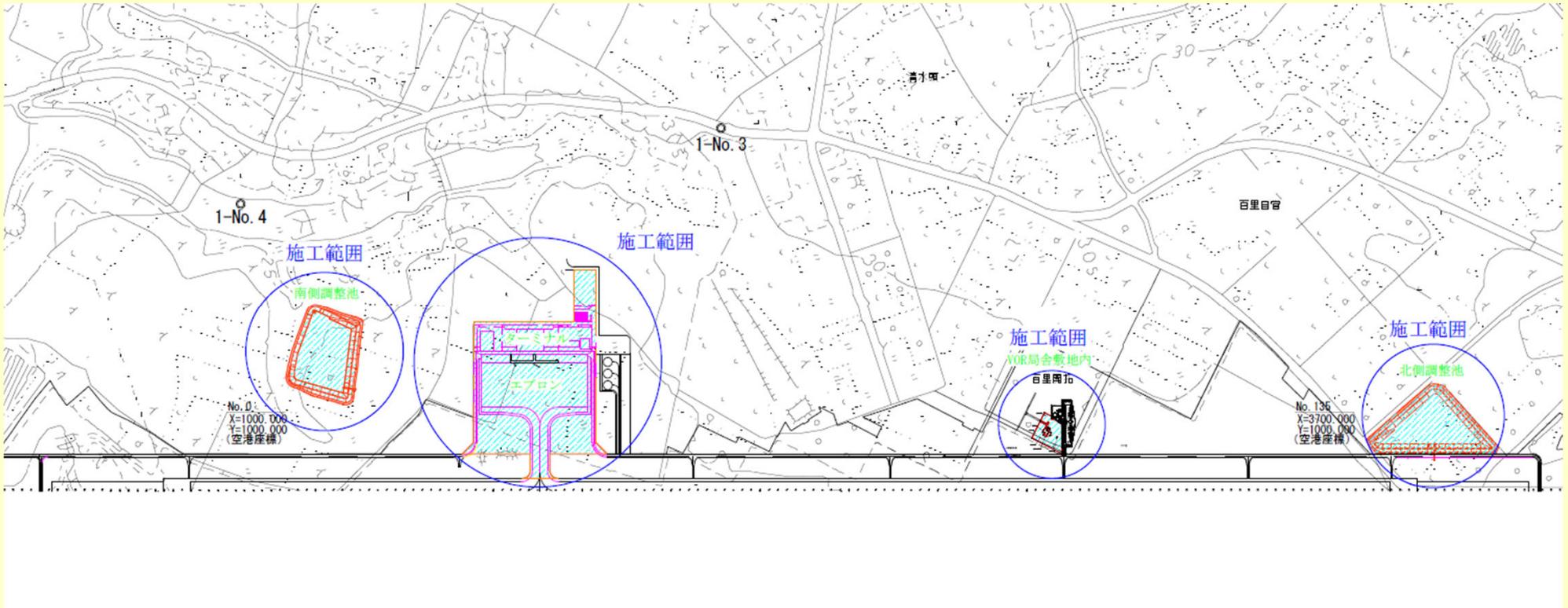
緊急補修工



除雪工

3. 工事対象範囲と管理者区分について

● 工事対象範囲



 : 本工事施工範囲

※滑走路等その他の区域は防衛省管理
(維持管理は防衛省が実施)